

昭和54年8月22日

昭和42年の証券局行政

横浜銀行頭取
元大蔵事務次官

吉国二郎氏

出席者

元大蔵事務次官

財政史顧問

協力者

吉	国	二	郎
舟	山	正	吉
大	村		魏

目 次

1. 証券局行政	4
(1) 免許制の付与後	4
(2) 銀行の経理基準設定にかかわる問題	4
(3) 商法改正	5

1. 証券局行政

(1) 免許制の付与後

吉国 私が証券局長になりましたのは42年の8月4日です。加治木証券局長の後で、3代目の証券局長になるんですが、御承知のとおりで、松井証券局長当時、例の証券恐慌が起こりまして、その後証券業について免許制をしくというような証券取引法の大改正がありました。その処理をやられたのが加治木証券局長だったわけです。ですから、私が参りましたときには、一応免許の付与も全部済んで、一応体制が整ったところだったものですから、これから何をやるかなという時期だったんです。ちょうどそのとき森永さんが証券取引所の理事長で歓迎会をやっていただきまして、何かあいさつしろと言われたんで、そのとき私が申したのは「新聞記者連中がやってきて加治木さんが何もかもやっていったからおまえさんやることないじゃないか、ということと言われたんですが、確かに加治木さんが証券取引についての軌道を敷かれてこれで全体が動くということになったけれども、証券業も商売であるから、軌道は敷かれたが、その上に間違いなく機関車を動かさなければいけないし、機関車を動かすだけでは困るんで、客車が満員にならないと証券取引市場というものは発展しない。したがって私は、いかにしてその新しくできた鉄道の機関車が安全確実であるか、それから、いかにして大ぜいの人に乗れるかということをこれから宣伝しなければいけないんだ」というようなことを申しまして、森永さんが、えらいいことを言ってくれたとおっしゃったんですが、それが大分おくれましてたしか9月ごろになって歓迎会があったものですから、その後11月ですが、突然塩崎主税局長……

水野 11月7日まででございます。

吉国 主税局長が参議院議員にどうしても立候補しろという党側の要望がありまして、立候補されたものですから、急遽私が主税局長にされて、後でまた広瀬証券局長と二人の歓送迎会で、森永さんに「おまえさんずいぶんうまいこと言ったけれども、さっさとどこかへ行っちゃったじゃないか」と言われて大変困ったことがあるんです。

(2) 銀行の経理基準設定に関わる問題

そんなことで、証券局長時代というのは私はまあ何もしなかったと言ってもいいんだと思いますが、その三カ月ぐらいの間にありましたことを思い出しますと、一つは、高橋君が銀行局の総務課長で、そのときに、銀行の経理基準をつくらうということで

ずいぶん彼が努力しておりまして、証券局の方は当時の企業財務課でしかるがその関係でいろいろ折衝して、最後にいろんな問題があって、私のところに来て、最終的に話をつけたというようなことがあったのが一つ。

(3) 商法改正

それから、いま御承知のとおりで、一定以上の資本の会社は決算に際して公認会計士の検査を受けなくちゃならぬということがありますが、それをそもそもつくるものになったのは、証券取引審議会で当時粉飾決算あるいは逆粉飾というような問題が起こってまいりまして、これが相当国会等で問題になり、会社の決算についての監視という問題が浮かび上がってまいりました。したがって、公認会計士を、証券取引法だけではなくて商法の上でも決算の必須条件にしたらどうだということが証券取引審議会でも議論されて、その証券取引審議会の結論が法制審議会に持っていかれまして、法制審議会でもいろいろ検討した結果いまのような姿ができたのです。ちょうどその証券取引審議会の結論を出すという直前だったように覚えています。それについていろいろ再検討している最中に私かわってしまって、そのままになったわけですが、一面非常にいい結果を生んでいると思いますが、同時に、ある面では木で竹を接いだようなところもあるわけで、たとえば、英米法では、内部監査としての監査役というものかわりに公認会計士が監査をして、それが決算のもとになるということになるわけですが、大陸法系では、どっちかという内部監査で、監査役がいるわけですね。日本の法制というのは監査役が現にあるわけですが、いまは監査役と公認会計士が二重になっているという問題があって、これはそのかわり監査役を経理監査だけでなく、事業の内容、業務監査もやれるようにしたというようなことで調整を図っているわけですが、この辺の調整をもう1回とり直す必要があるのかもしれないなという感じはいま持っているわけです。